

# 住宅性能表示制度の見直しの概要

## 日本住宅性能表示基準・評価方法基準の改正

### 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定に伴う改正

- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下、建築物省エネ法）の制定に伴い、「断熱等性能等級」及び「一次エネルギー消費量等級」について、建築物省エネ法に基づく基準を引用するため、日本住宅性能表示基準（以下、表示基準）及び評価方法基準を改正する。

### 2 既存住宅に係る劣化の軽減及び温熱環境・一次エネルギー消費量の基準の追加

- 既存住宅について新たに「劣化対策等級」、「断熱等性能等級」及び「一次エネルギー消費量等級」を追加するため、これらに係る表示基準及び評価方法基準を策定する。

### 3 既存住宅に係る耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の基準の見直し

- 既存住宅に係る「耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）」について、基準の合理化を図るため、表示基準及び評価方法基準を改正する。

### 4 既存住宅における評価対象住宅の範囲の見直し

- 新築時に交付された建設住宅性能評価書等に加えて、一定の信頼性のある図書等の活用を可能とし、評価対象住宅の範囲を拡大するため、評価方法基準を改正する。

### 5 その他改正事項（評価方法基準）

- 「劣化対策等級」の鉄筋コンクリート造等の評価の合理化を図る。
- 「重量床衝撃音対策」について、簡易な等級判定手法を導入するとともに、評価対象となる床構造の等価厚さ及び受音室の面積の範囲を拡大する。
- 「住宅用人造鉱物繊維断熱材」のJIS改正等を反映する。（断熱等性能等級）
- 「枠組壁工法構造用製材」及び「枠組壁工法構造用たて継ぎ材」のJAS改廃を反映する。（劣化対策等級、重量床衝撃音対策）